

# 認定こども園（幼保連携型）に勤務する保育教諭の方について

～認定こども園（幼保連携型）の「保育教諭」は、免許状更新講習の受講が義務となります～

## 【基本的制度】

改正認定こども園法（平成24年法律第66号）において、学校及び児童福祉施設としての法的地位付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

その職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

ただし、改正認定こども園法の施行の日（平成27年4月1日）から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等になることができるとする経過措置を設けています。（改正認定こども園法附則第5条）。

### 保育教諭の資格

「幼稚園教諭免許状」  
「保育士資格」 } の両方が必要



### 経過措置（施行後5年間のみ）

「幼稚園教諭免許状」  
「保育士資格」 } のどちらかの一方を有していれば保育教諭として勤務することが可能

経過措置中に幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進する。

## 【教員免許更新制について】

- 保育教諭の方が所持する幼稚園教諭の普通免許状は、教員免許更新制が適用されますので、決められた期限までに免許状更新講習の受講と手続きを行わない場合、幼稚園教諭免許状は失効します。
- 幼稚園教諭免許状が失効すると、保育教諭を失職します（ただし、経過措置期間を除く）。

# 保育教諭の教員免許更新制（旧免許状所持者）

●旧免許状（平成21年3月31日までに授与された免許状）所持者

<改正認定こども園制度>

平成27年4月1日

**保育教諭**

幼稚園教諭免許状  
及び保育士資格の  
どちらかを所持し  
ていれはよい

経過措置期間  
5年間

平成32年3月31日

**保育教諭**

幼稚園教諭免許  
状及び保育士資  
格の両方の所持  
が義務

経過措置終了

修了確認期限

修了確認期限

修了確認期限

(旧免)ケース①

平成27年4月1日までに修了確認期限を経過し、教員以外の職（保育士等）で勤務していた者

平成27年4月1日までに修了確認期限を経過している者は、免許状は失効していない（休眠状態）。

経過措置期間内は保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。ただし、経過措置が終了するまでに、免許状更新講習の受講と教育委員会に免許状更新の手続を行わない場合、免許状は休眠状態のままであるため、経過措置期間終了後は、保育教諭として勤務継続できない。

(旧免)ケース②

経過措置期間内に修了確認期限を迎える保育教諭

保育教諭となった者が経過措置期間内に修了確認期限を迎える場合、修了確認期限の2か月前までに免許状更新講習を受講し手続をしなければ免許状は失効する。

ただし、経過措置中は保育士の資格に基づき、保育教諭となることが可能なため、経過措置終了までは失職せず勤務可能。

(旧免)ケース③

経過措置期間終了後に修了確認期限を迎える保育教諭

経過措置期間後に修了確認期限を迎える保育教諭は各自の修了確認期限の2か月前までに免許状更新講習を受講し手続をしなければ、免許状が失効する。

またその場合、経過措置期間は終了しているため、保育教諭を失職する。

※修了確認期限の時点で幼稚園教諭・保育教諭等の現職教員でない場合には、免許状更新講習を受講しなくても、免許状は失効しない（休眠状態）。

# <ケース別具体例（旧免許状所持者）>

**例1 修了確認期限  
平成25年3月31日**

**〔旧免〕ケース①**

**例1: 修了確認期限が平成25年3月31日の場合**

- ・平成25年3月31日時点で、教員として勤務していなければ、免許状は失効していない(休眠状態)。
- ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成27年3月31日までは認可保育所の保育士の場合や過去に教員として勤務経験がある場合等で受講対象者となれば、免許状更新講習を受講できる。平成27年4月1日以降に保育教諭になれば、保育教諭の資格で免許状更新講習が受講できる。
- ・平成32年3月31日までに、免許状更新講習の受講と教育委員会に免許状更新の手続を行わない場合、免許状は休眠状態のままであるため、平成32年4月1日以降は、保育教諭として勤務継続できない。

**例2 修了確認期限  
平成27年3月31日**

**例2: 修了確認期限が平成27年3月31日の場合**

免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間

：平成25年2月1日～平成27年1月31日

- ・平成27年3月31日時点で、教員として勤務していなければ、免許状は失効しない(休眠状態)。
- ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成27年3月31日までは認可保育所の保育士の場合や過去に教員として勤務経験がある場合等で受講対象者となれば、免許状更新講習を受講できる。平成27年4月1日以降に保育教諭になれば、保育教諭の資格で免許状更新講習が受講できる。
- ・平成32年3月31日までに、免許状更新講習の受講と教育委員会に免許状更新の手続を行わない場合、免許状は休眠状態のままであるため、平成32年4月1日以降は、保育教諭として勤務継続できない。

<改正認定こども園制度>

**平成27年4月1日**

**保育教諭**  
幼稚園教諭免許状及び保育士資格のどちらかを所持していればよい

経過措置期間 5年間

**〔旧免〕ケース②**

**例3: 修了確認期限が平成30年3月31日の保育教諭の場合**

免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間

：平成28年2月1日～平成30年1月31日

- ・平成30年1月31日までに免許状更新講習を受講し手続をしなければ、平成30年4月1日以降免許状は失効する。
- ・平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき、保育教諭となることが可能なため、失職せず勤務可能。
- ・平成32年4月1日以降は免許状が必要となるため、免許状が失効した場合、平成32年3月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会への手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として継続して勤務可能となる。

**例3 修了確認期限  
平成30年3月31日**

**平成32年3月31日**

**保育教諭**  
幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方の所持が義務

経過措置終了

**〔旧免〕ケース③**

**例4: 修了確認期限が平成35年3月31日の保育教諭の場合**

免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間

：平成33年2月1日～平成35年1月31日

- ・修了確認期限の2か月前である平成35年1月31日までに免許状更新講習を受講し、教育委員会の手続をしなければ、平成35年4月1日以降免許状は失効する。
- ・免許状が失効した場合、保育教諭を失職する。
- ・ただし、免許状が失効し、保育教諭を失職した後に、免許状更新講習の受講と教育委員会への手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として再度勤務することも可能となる。

**例4 修了確認期限  
平成35年3月31日**

# 保育教諭の教員免許更新制（新免許状所持者）

●新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）所持者

<改正認定こども園制度>

平成27年4月1日

有効期間満了日

**保育教諭**

幼稚園教諭免許状  
及び保育士資格の  
どちらかを所持し  
ていればよい

経過措置期間  
5年間

有効期間満了日

(新免)ケース①

経過措置終了までに有効期間の満了日を迎える保育教諭

新免許状を所持する者は、現職教員であってもなくても、免許状に記載されている「有効期間の満了の日」までに、免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続きを行わないと、免許状は失効する。

ただし、経過措置期間内は保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。

免許状が失効しても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、経過措置期間が終了するまでに、免許状更新講習の受講と教育委員会に手続を行うことで、新しい免許状が授与されるが、これを行わない場合、経過措置終了後は保育教諭を失職することとなる。

平成32年3月31日

有効期間満了日

**保育教諭**

幼稚園教諭免許状  
及び保育士資格の  
両方の所持が義務

経過措置終了

(新免)ケース②

経過措置終了後に有効期間の満了日を迎える保育教諭

経過措置終了後に有効期間の満了日を迎える保育教諭は、各自の有効期間の満了日の2か月前までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続きを行わないと、免許状は失効する。

またその場合、経過措置は終了しているので、保育教諭を失職する。

# <ケース別具体例（新免許状所持者）>

<改正認定こども園制度>

## 〔新免〕ケース①

例1：有効期間が平成31年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び有効期間更新の申請期間  
：平成29年2月1日～平成31年1月31日

- ・有効期間の2か月前である、平成31年1月31日までに更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続を行わないと、免許状は失効する。
- ・平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成32年4月1日以降は免許状が必要となるため、免許状が失効した場合、平成32年3月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会に手続を行い新しい免許状が授与されれば（教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合）、保育教諭として継続して勤務可能となる。

平成27年4月1日

例1 有効期間満了日  
平成31年3月31日

平成32年3月31日

## 〔新免〕ケース②

例2：有効期間が平成35年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び有効期間更新の申請期間  
：平成33年2月1日～平成35年1月31日

- ・平成35年1月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続を行わないと、免許状は失効する。
- ・失効した場合、平成35年3月31日以降は保育教諭を失職する。
- ・ただし、免許状が失効し、保育教諭を失職した後に、免許状更新講習の受講と教育委員会に手続を行い新しい免許状が授与されれば（教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合）、保育教諭として再度勤務することも可能となる。

例2 有効期間満了日  
平成35年3月31日

**保育教諭**  
幼稚園教諭  
免許状及び  
保育士資格  
のどちらか  
を所持して  
いればよい

経過措置期間  
5年間

**保育教諭**  
幼稚園教諭  
免許状及び  
保育士資格  
の両方の所持が義務

経過措置終了

※免許状の授与に必要な所要資格を得てから10年を経過した後に免許状の授与を受ける方は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。